本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

西包括だより

第30号

平成31年3月発行

〒367-0052 本庄市銀座 1-1-1 本庄市市民活動交流センターはにぽんプラザ２階
電話　0495-22-7088　　FAX　0495-21-5516
担当地区：本庄西地域（千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井）

災害時の備えをしていますか？

日ごろから災害に備えておくことで、もしものときに素早く避難することができます。他人事と思わず、しっかりと対策をしましょう。

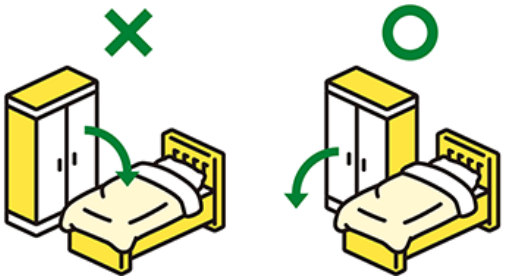


普段から備えておくもの

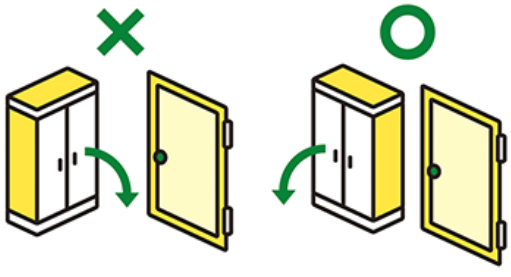
- 保存食（火を通さず食べられるもの。）
- 飲料水（ペットボトル入りの水やお茶）
- 歯磨き用具、口腔洗浄液、入れ歯洗浄剤
- ティッシュ、ウェットティッシュ、ビニール袋
- 着がえ（下着類、衣類、靴下）やタオル、はきもの
- 常用の薬の予備、内服薬一覧（おくすり手帳など）
- オムツ、パット、紙パンツ類
- 健康保険証、体温計、マスク
- 杖、メガネなどの予備
- 懐中電灯、乾電池、ラジオ
- 携帯トイレ（し尿をためる袋、吸水シート、凝固剤）

家の中の環境を整える

・地震が起きた場合、激しい揺れの中では家具が凶器になることがあります。寝室や出入り口付近には倒れそうな家具を置かないようにしましょう。また、逃げ道になる所には、割れものや不安定になるものは置かないようにしましょう。



寝ている所に家具が倒れてこないよう、家具の向きや位置を変える。



廊下や部屋の出入り口付近など、避難の妨げになるような位置への配置は避ける。

避難行動要支援者避難支援制度

・ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする人に対して、隣近所のみなさんや、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員など、地域が連携して支援を行い、災害時の被害を最小限に抑えようとする制度です。

○避難行動要支援者とは

・避難行動要支援者（災害時要援護者）とは、災害が起きたときに自分で避難することが難しいために地域のみなさんの支援を希望する人です。

（注意）支援を受けるためには、支援に必要な個人情報を避難支援者・団体に提供することに同意していただく必要があります。

○避難行動要支援者名簿を作成します

・制度の対象となる方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成します。個人情報の提供に同意していただいた方の名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供し、日ごろからの避難支援に役立てます。

＜制度の対象となる方＞

1　６５歳以上のひとり暮らしの方
2　７０歳以上のみの世帯の方
3　要介護４以上の認定を受けている方
4　身体障害者手帳（１、２、３級）の交付を受けている方
5　療育手帳（丸Ａ、Ａ、Ｂ）の交付を受けている方
6　精神障害者福祉手帳（１、２級）の交付を受けている方
7　その他避難支援が必要と認められる方



（注意）在宅の方が対象です。
施設、病院などに、長期に入所、入院している方は対象になりません。

災害時は、同意の有無に関わらず、対象者の名簿を避難支援等関係者に提供します。
詳細な内容は、以下の問合せ先、または地域の民生委員にお尋ねください。

お問合せ　本庄市地域福祉課長寿いきがい係　☎0495-25-1142

☆３月予定表☆

日　時	行事	会場
３／２２（金） 14：00～16：00	**認知症個別相談会** 認知症についての様々な相談に応じます。予約不要、相談無料です。お気軽にお越しください。	はにぽんプラザ ２階 社協事務所内
３／２５（月） 13：30～15：30	**オレンジカフェはにぽん** 認知症の方やその家族、関係者など、誰でも気軽に立ち寄ることができます。お茶を飲みながら、息抜きしませんか。	はにぽんプラザ ２階　活動室Ｅ